

## 日本専門医機構認定整形外科専門医更新基準

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、更新は以下のごとく、①勤務実態の自己申告、②診療実績の証明、③更新単位の取得をもって行います。

なお、地域医療確保の観点から、地域で活躍している現場の医療に、過剰な負担のないように日本専門医機構による「新整備指針における『専門医の更新』に関する補足説明」に沿った柔軟な専門医の更新を行います。

特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の措置については、別途定めることにします（別添資料①I参照）。

また、整形外科領域の技術の蓄積や経験の継承を円滑に進めるために 3 回以上更新された専門医に関しては更新措置を別添資料②に基づいて行います。

以下に更新基準について記載します。これらの記載にしたがって、別紙に示す整形外科専門医資格更新申請書一式【様式 1~3】を作成の上、日本専門医機構宛に提出してください。ただし、この案については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

【宛先】〒113-8418 東京都文京区本郷 2-40-8

公益社団法人日本整形外科学会 気付

日本専門医機構整形外科領域専門医委員会 宛

（日本専門医機構認定整形外科専門医 資格更新申請書在中）

### ① 勤務実態の自己申告

勤務実態を証明する自己申告書を提出してください（様式 1-2~3）。なお、正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。勤務形態については、直近 1 年間の実態を記載してください。

### ② 診療実績の証明

専門医としての診療実績、診療能力を証明する症例 100 例を提示した症例一覧表を提出してください（様式 2-1~5, 参照資料 1）。症例一覧表には 5 年間に診療した手術施行例あるいは保存

療法施行例について記入してください。なお、正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて診療実績を検証することがあります。

### ③ 更新単位の取得

専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)~iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示します。合計 50 単位の取得を求めます（様式 3-1~4, 参照資料 2）。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	最小 5 単位、最大 10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 3~8 単位、最大 10 単位 （このうち 3~8 単位は必修講習）
iii) 整形外科領域講習	最小 20 単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最小 0 単位、最大 10 単位

#### i) 診療実績の証明

最小 5 単位、最大 10 単位の更新単位として算定できます。指導実績もここに含めます。

#### ii) 専門医共通講習

最小 3~8 単位、最大 10 単位の更新単位として算定できます。ただし、必修講習 A：医療安全、感染対策、医療倫理、必修講習 B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援をそれぞれ 1 単位以上含むこととします。すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。ただし、多様な地域における診療実績（最低 1 年間で医師が比較的少ない都道府県<sup>1</sup>で勤務することにより、指導医とともに専攻医の教育に当たると同時に診療を通じて幅広い経験を積み充実した生涯教育とする）が認定された場合は、必修講習 B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援が免除され、共通講習の必須単位は必修講習 A：医療安全、感染対策、医療倫理の最小 3 単位となります。ただしこれは必修講習 B の受講を免除するものであって、5 年間で取得すべき合計単位 50 単位以上を軽減するものではありません。（学会認定専門医から機構認定専門医へ移行した専門医については、これまでの経験から多様な地域での勤務経験があるとみなします。）講習は、専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、または整形外科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められた講習会とします（たとえば、学術集会や地方会における講習会、都道府県医師会が主催する講習会などですが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できません）。原則として、都道府県医師会が主催する講習会は日本医師会で審査・認定し、地域医師会などが開催する講習会の取扱いは、日本医師会が発出する実施要綱に従ってください。専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するものについては、原則として日本専門医機構で審査・認定を行います。詳細については、日本専門医機構による「共通講

習申請の手引き」を参照してください。

1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。E-learningについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。また、講習会講師については1時間につき講演するごとに2単位付与することができます。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。

注 1：当該医師が専門研修を開始した時点における当該診療科の足下充足率が0.8以下の都道府県などが想定されます。

(多様な地域での勤務経験は原則1回目の更新、特別な事情がある場合には3回目の更新までに経験すること)

### iii) 整形外科領域講習

最小20単位の更新単位として算定できます。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講演等への参加を目的としています。また、講演会講師については1時間につき講演するごとに2単位付与することができます。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。(ただし、日本整形外科学会専門医・専攻医管理委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません)。

### iv) 学術業績・診療以外の活動実績

最大10単位の更新単位として算定できます(参照資料2)。